

【申請前に必ずお読みください】

平塚市ECサイト構築支援補助金

【募集要領】

【補助対象期間】 令和4年4月1日から令和5年2月28日

【申請受付期間】 令和4年4月1日から令和5年1月31日

【送付先】 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部商業観光課 商業担当
平塚市ECサイト構築支援補助金 担当 宛

【問い合わせ先】 平塚市産業振興部商業観光課

受付時間：平日8時30分から17時まで

電 話：0463-35-8107

※各様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※郵送での申請となります。窓口での申請は原則行えません。

令和4年4月1日

平塚市産業振興部商業観光課

TEL:0463-35-8107

FAX:0463-35-8125

E-mail:shokan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

目次

1	目的	1
2	補助金額	1
3	申請の受付期間	1
4	補助対象期間	1
5	補助対象者	1
6	補助対象事業	3
7	補助対象経費	3
8	補助金交付までのスケジュール	5
9	補助金交付申請方法	6
10	経費の支払い	7
11	交付決定	8
12	補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還	8
13	事業内容の変更又は中止	8
14	実績報告（事業終了後）	8
15	補助額の確定	9
16	補助額確定後の手続き	9
17	その他注意事項	10
18	各種申請書の記載例	10
	【第1号様式】平塚市ECサイト構築支援補助金交付申請書	12
	【第2号様式】事業者情報調書	16
	【第3号様式】補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書	17
	【第4号様式】平塚市ECサイト構築支援補助金誓約書	18
	【第6号様式】平塚市ECサイト構築支援補助金申請内容変更承認申請書	19
	【第8号様式】平塚市ECサイト構築支援補助金実績報告書	20

1 目的

この制度は、E Cサイトの構築（E Cモールへの出店を含む）に係る経費の一部を補助することで、中小事業者等の非対面型ビジネスモデルへの対応や販路拡大等を支援することを目的としています。

2 補助金額

補助金の支給額は、一補助対象事業者に対して、以下のとおりです。

補助率	補助上限
1 / 2	20万円

【注意】※同一内容で国・県又は市町村の他の補助金等の支給を受けている場合は、補助が受けられません。（例：IT導入補助金2022 小規模事業者持続化補助金 など）
※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときには、それを切り捨てます。

3 申請の受付期間

令和4年4月1日(金)から令和5年1月31日(火)まで【当日消印有効】

※申請は、**1回限り**です。

※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

4 補助対象期間

交付決定日以降に実施したものであり、かつ、令和5年2月28日(火)までに完了する事業が対象です。

※交付決定日より前に納品又は支払いを行った場合、補助対象外となります。また、納品又は支払いが令和5年3月1日(水)以降になる場合についても補助対象外となります。

5 補助対象者

申請にあたっては、以下の**(1)～(3)の全ての要件を満たす必要**があります。

(1) 平塚市内に事業所を有する中小事業者であること（※みなし大企業を除く）

中小事業者の定義は、下表の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員数」のいずれかを満たす事業者をいいます。※資本金を有しない法人形態（一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等）の場合は、常時使用する従業員の数で判断します。

業種	資本金の額又は出資額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ その他の業種 (①～④を除く)	3億円以下	300人以下

※業種は、登記簿上の業種ではなく、市内事業所で営む事業の内容と実態から判断します。（現に行っている事業の業態によって業種を判定します。）

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく、「解雇の予告」を必要とするものを指します。

※医業を主たる事業とする事業者（日本標準産業分類における病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設等）は、「⑤その他の業種」として判断します。特別養護老人ホーム、老人グループホーム等の福祉業は、「③サービス業」として判断します。

補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、 合同会社、企業組合、協業組合) ・個人事業主 ・特定非営利活動法人（NPO法人） ・協同組合等の組合 ・労働組合（法人格を持つもの） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・信用金庫 ・宗教法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体 ・大企業（みなし大企業を含む） ・労働組合（法人格を持たないもの） ・申請時点で事業を営んでいない創業予定者

※政治活動及び宗教活動を行うことを目的とする事業は補助対象外です。

※みなし大企業とは次のいずれかに該当する企業を言います。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している

（2）市税の滞納がないこと

（ア）創業期等で市税の課税が無い場合は、代表者個人の市税完納証明書を提出してください。

（3）その他以下に掲げる要件に該当しない者

- （ア）平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- （イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- （ウ）営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- （エ）同一内容で国・県又は市町村の他の補助金等の支給を受けている者
- （オ）その他市長が適切でないと認める者

6 補助対象事業

(1) 補助対象事業

補助対象となる事業は、新たなECサイトの構築（ECモールへの出店を含む）に係るものです。

なお、交付決定日より前に実施している事業は補助対象外となります。補助対象となるのは、補助対象期間内に新たに取り組む事業です。

【補助対象となる事業の例】

- 小売店が非対面で商品を販売するため、新たにECサイトを構築
- 既に自社ECサイトを運営しているが、販路拡大のため、新たにECモールへ出店

(2) 補助対象外事業

原則として、(1) 補助対象事業に該当しない事業は全て補助対象外です。以下は補助対象外事業の主な例です。以下の例以外でも、補助対象経費や申請要件に該当しないものは全て対象外となります。

【補助対象とならない事業の例】

ECサイト以外のウェブページの作成・更新、ECサイトのリニューアル

- オンラインレッスン用に新たにホームページを作成
- 予約受付システムを導入するための更新
- オンライン営業ツールを組み込むための更新
- オンライン診療の周知のための新規ページの作成

7 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、以下の各事項の全てを満たすものであり、かつ、(2) 補助対象経費詳細に定める経費が補助対象となります。

- (ア) 市内で実施する事業に要する経費のうち、交付決定日から令和5年2月28日までに導入（納品等）及び支払いを終えた経費
- (イ) 用途、単価、規模等の確認が可能である経費
- (ウ) 他の事業に要した経費と明確に区分できる経費
- (エ) 財産取得となる場合は、所有権が補助事業者に帰属する経費

なお、見積りが令和4年3月31日以前であっても、実際の導入（納品等）及びその支払いが補助対象期間内であれば、補助対象となります。

【補助対象とならない経費の例】

- 補助対象期間内にECサイトを導入したものの、その支払いが補助対象期間外（令和5年3月1日以降）であった場合。
- 導入したECサイトに不具合が生じており、令和5年2月28日までに運用を開始することが出来ない場合。（仮に支払いが終わっていても、当該事業に係る経費は全て対象外となります。）

(2) 補助対象経費詳細

補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

【ECサイト構築費】

ECサイトの構築又はECモールへの出店に係る経費

- 本事業を実施するにあたって必要なECサイトの構築に要する経費が補助対象となります。通常の生産活動のための販路拡大の費用、既に出店しているECモールの利用料は補助対象となりません。
- 契約期間が補助対象期間を越える場合は、補助対象期間分の経費のみ対象となります。

【例】以下の条件でECモールへ出店し、月額利用料を支払う場合

月額利用料：5千円 支払い方法：年間一括払い 出店予定：令和4年5月

支払い総額：5千円×12ヶ月=6万円

補助対象期間：令和4年5月から令和5年2月（10ヶ月）

補助対象経費：5千円×10ヶ月=5万円

【対象となる経費例】

- ・ 自社ECサイト構築のための費用
- ・ ECモールへの出店費用（初期登録費用、月額利用料）

【対象とならない経費例】

- ・ ECサイトの手数料（成約手数料、決済手数料等）
- ・ コンサルティング費用
- ・ 予約機能の付帯した広告宣伝サイト利用料（グルメ予約サイト等）

(3) 補助対象外経費

原則として、(1) 補助対象経費及び(2) 補助対象経費詳細に該当しないものは、全て補助対象外です。以下は、補助対象外となる経費の例であり、これら以外にも補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

- (ア) 補助対象期間外に導入（納品）、支払いが行われた場合
- (イ) 申請者以外の者が支払った経費
- (ウ) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- (エ) 手形や小切手により支払いが行われている場合（原則は口座振込払いのみ）
※詳細は「10 経費の支払い」を参照
- (オ) 日本国通貨以外で支払ったもの
- (カ) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
- (キ) 補助対象経費と補助対象外経費が混同して支払われており、経費の区分が明確でないもの
- (ク) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引であるもの
※「会社」には個人事業主、法人その他団体等を含みます
- (ケ) 一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合
- (コ) 送料、運搬費、旅費、振込手数料、保険料、人件費、光熱水費等の間接経費
- (サ) オークション市場による購入（インターネットオークションを含む）

- (シ) フリーマーケットアプリ等の匿名取引による購入
- (ス) コンサルティング費用
- (セ) 自ら製作、改良するための材料費
- (ソ) 広告宣伝費（ホームページ製作を含む）
- (タ) 消費税及び地方消費税、印紙代等
- (チ) 購入金額の一部又は全部に相当する金額が、名目に関わらず口座振込や現金、貸付により申請者へ直接又は第三者を通して戻されたもの（商品券等による還元を含む）
- (ツ) その他、市長が補助金の対象として適切でないとは判断するもの

8 補助金交付までのスケジュール

補助金の申請から交付までのスケジュールは以下のとおりです。

事業者	申請書、提出書類の準備 (市ウェブから申請書をダウンロード)	令和4年4月1日(金)～
事業者	補助金交付申請書等の提出 (※原則、郵送に限る。)	令和4年4月1日(金)～ 令和5年1月31日(火)【当日消印有効】
平塚市	申請書類の審査、交付・不交付決定 補助金交付決定通知書の送付	随時
<p>※1 申請書類の審査は、到着順ではなく全ての内容及び添付書類に不備等がないことが確認できたものから行います。</p> <p>※2 交付決定前に実施されていた事業は補助対象外となります。</p> <p>※3 交付決定は、「補助事業を決定」するもので、補助金額を確定するものではありません。</p>		
事業者	補助対象事業の実施・支払い	交付決定日～令和5年2月28日(火)
事業者	補助金実績報告書等の提出 (※原則、郵送に限る。)	事業完了日～令和5年2月28日(火) 【当日消印有効】
平塚市	実績報告書の審査、補助金額の確定 補助金交付額確定通知書の送付	随時
事業者	補助金の請求	補助金交付額確定通知から30日以内
平塚市	補助金の振込	請求のあった日から30日以内

9 補助金交付申請方法

(1) 申請書類の提出方法

令和4年4月1日以降に、次の宛先に補助金交付申請書類一式を送付してください。

【書類の送付先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部商業観光課 商業担当
平塚市ECサイト構築支援補助金 担当 宛
電話：0463-35-8107（平日8時30分から17時まで）

(2) 申請書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page35_00212.html

(3) 提出する申請書類

以下の書類を**全て揃えたうえ**で提出してください。

提出書類	
1	平塚市ECサイト構築支援補助金交付申請書（第1号様式）
2	事業者情報調書（第2号様式）
3	補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書（第3号様式）
4	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）見積書
5	補助対象経費の詳細が確認できる書類（例）カタログ、仕様書
6	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（申請者が法人の場合）
	事業を営んでいることを証する書類（申請者が個人事業主の場合）（例）確定申告書の写し
7	市税完納証明書
8	平塚市ECサイト構築支援補助金誓約書（第4号様式）
※以下の条件に当てはまる場合は、該当する各書類を5番の書類に追加して提出してください。 ・既存のウェブページを改修する形でECサイトを構築する場合→9 ・既存のECサイトの販路拡大のため、ECモールに出店する場合→10	
9	既存のウェブページの写し（全てのページ）及びトップページのURL
10	既存のECサイトの写し（全てのページ）及びトップページのURL

(4) 申請に関する注意事項

- 提出方法は、**原則郵送のみ**とします。
- 申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。
- 書類に不備等がある場合は受理しません。再提出いただき、**内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。**

- 申請書類の作成および提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- **審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定することがあります。**
- 交付決定額は、補助金支給の上限額を示しています。**補助事業が完了し、実績報告後に補助金の額が確定されます。**

10 経費の支払い

補助対象となる経費は、**令和5年2月28日までに納品及び支払いが完了**したものです。

支払いは、以下のいずれかの方法で行うことができます。それぞれの支払い方法について、必要書類が異なるので、ご注意ください。

(1) 口座振込払い（原則）

経費の支払いは原則、口座振込払いです。

振込の際は、必ず申請書に記載の補助事業者名の口座で振込してください。**他の名義の口座で振込がされた場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。**

【必要書類】※次のいずれかをご用意ください。

- ・銀行振込明細書（ご利用明細）の写し〔ATMから出力されるご利用明細票〕
- ・振込金受取書の写し〔窓口で振り込んだ場合〕
- ・通帳を開いた1・2ページ目、及び該当ページの写し
- ・ネットバンキングの決済画面のプリントアウト 等

(2) クレジットカード払い（1回払いのみ）

クレジットカードによる支払いの場合、1回払いのみ認めます。支払いは、必ず申請書に記載の補助事業者名のカードで行ってください。**他の名義のカードで決済している場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。**

【必要書類】※次の**全て**をご用意ください。

①領収書又はレシート

- ・領収書（補助対象経費の品名、発行者、宛名、日付、金額の内訳が明記されているもの）
- ・レシート（補助対象経費の品名、発行者、日付、金額の内訳が明記されているもの）

②カード会社発行のカードご利用代金明細書

- ・引落口座名義人が分かるページ
- ・補助対象経費の金額と、利用額の合計金額が分かるページ

（インターネットによる明細を印刷したもの等。補助対象経費の金額と利用額が分かる箇所をご用意ください。）

③クレジットカード決済口座の通帳を開いた1・2ページ目、及び該当ページの写し

（クレジットカードの引き落とし（支払日）が補助対象期間内に完了している必要があります。）

11 交付決定

交付申請に基づき、審査を経て補助金の交付決定の可否を決定します。

- (ア) 審査結果は、書面（平塚市E Cサイト構築支援補助金交付決定通知書）にて通知します。
- (イ) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (ウ) 審査の結果、補助金交付申請額と補助金交付決定額が異なる場合があります。
- (エ) 補助金の交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

12 補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (イ) 補助金を別の用途に使用したとき、又はしようとしたとき
- (ウ) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- (エ) 廃業、倒産等により、補助事業の実施が客観的に不可能となったとき
- (オ) 申請要件に該当しないことが判明したとき

13 事業内容の変更又は中止

交付決定日以降に事業内容を変更する場合は、事前に平塚市の承認が必要となります。以下の書類を全て揃えたうえで提出してください。なお、**交付決定額を上回る変更は認められません。**

提出書類	
1	平塚市E Cサイト構築支援補助金申請内容変更承認申請書（第6号様式）
2	平塚市E Cサイト構築支援補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し
3	補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書（第3号様式）
4	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）見積書
5	補助対象経費の詳細が確認できる書類（例）カタログ、仕様書

※**減額変更の場合は、交付決定額から30%以上減額する場合のみ**、申請書を提出してください。

※中止の場合、3～5の書類の提出は不要です。

※必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

14 実績報告(事業終了後)

(1) 申請書類の提出方法

令和5年2月28日まで【当日消印有効】に、次の宛先に実績報告書類一式を送付してください。

【書類の送付先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部商業観光課 商業担当
平塚市E Cサイト構築支援補助金 担当 宛
電話：0463-35-8107（平日8時30分から17時まで）

(2) 報告書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page35_00212.html

(3) 提出する報告書類

以下の書類を**全て揃えたうえ**で提出してください。

提出書類	
1	平塚市ECサイト構築支援補助金実績報告書（第8号様式）
2	補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書（第3号様式）
3	補助対象経費の納品が確認できる書類（例）納品書
4	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）請求書
5	補助対象経費の支払いが確認できる書類 ※「10.経費の支払い」を参照
6	完成ページの写し及びトップページのURL

(4) 報告に関する注意事項

- 提出方法は、**原則郵送のみ**とします。
- 報告書の受領後、交付額確定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず報告書の控えを保管してください。
- 必要に応じて、募集要領に記載のない書類の提出を求める場合があります。
- 書類に不備等がある場合は受理しません。再提出いただき、**内容に不備等がないことが確認できた時点で報告書の正式受領となります。**
- 報告書類の作成および提出等、報告に係る経費は申請者の負担となります。

15 補助額の確定

実績報告に基づき、審査を経て補助金の額を確定します。

(ア) 審査結果は書面（平塚市ECサイト構築支援補助金交付額確定通知書）にて通知します。

(イ) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。

(ウ) 審査の結果、補助金支給申請額と補助金交付確定額が異なる場合があります。

(エ) 補助金額の確定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

16 補助額確定後の手続き

補助事業者は、交付額確定通知から30日以内に、請求書を提出してください。請求書の様式は平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、請求書に**平塚市ECサイト構築支援補助金交付額確定通知書(第9号様式)の写しを添付**してください。

補助金の支払いは、書類の提出から30日程度かかります。

17 その他注意事項

(1) 財産処分の制限

補助事業により取得した財産は、補助事業が終わった後も一定の期間（処分制限期間）は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ（処分する前に）市長の承認を受けなければなりません。承認を受けずに処分すると、補助金の返還を求められることがあります。

※処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間となります。

(2) 書類の管理

補助事業に関する書類（交付申請時等の市への提出書類、交付決定通知等の市から受け取った書類、経費支出の証拠書類等）は、令和5年4月1日から5年間保存しなければなりません。

(3) 事業者名の公表について

補助金の交付を受けられた補助事業者に関しては、企業名、代表者名、住所、業種、補助金額等を公表する場合があります。

(4) アンケート調査の協力について

補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、アンケート調査を行います。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。

(5) その他

本事業は、この募集要領によるほか、平塚市E Cサイト構築支援補助金交付要綱の定めるところに従って実施されます。

18 各種申請書の記載例

1	【第1号様式】平塚市E Cサイト構築支援補助金交付申請書	12
2	【第2号様式】事業者情報調書	16
3	【第3号様式】補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書	17
4	【第4号様式】平塚市E Cサイト構築支援補助金誓約書	18
5	【第6号様式】平塚市E Cサイト構築支援補助金申請内容変更承認申請書	19
6	【第8号様式】平塚市E Cサイト構築支援補助金実績報告書	20

第1号様式（第5条関係）

(1)
令和〇年 〇月 〇日

(宛先)
平塚市長

住所（所在地） 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎 (2)

平塚市ECサイト構築支援補助金交付申請書

平塚市ECサイト構築支援補助金の交付を受けたいので、平塚市ECサイト構築支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額【C】	200,000 円 ※千円未満切捨	(3)
-------------	----------------------	-----

補助金交付申請額の算定

補助対象経費の合計額【A】 第3号様式「補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書」の合計額	625,500 円	(4)
補助率【B】（1/2）	1 / 2	
補助金交付申請額【C】 = 【A】 × 【B】 ※上限20万円	200,000 円 ※千円未満切捨	(5)

(14 ページへ続く)

(1) 届出日（郵送日）を記入してください。なお、添付書類の発行日の日付（市税完納証明書等）の日付より、過去の日付にならないように注意してください。

【例】	○ 申請書日付：7月5日	市税完納証明書日付：7月4日
	○ 申請書日付：7月5日	市税完納証明書日付：7月5日
	× 申請書日付：7月5日	市税完納証明書日付：7月6日

(2) **【法人の場合】**

- ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書と一致させてください。
- ・住所は本店の住所を記載してください。

【個人事業主の場合】

- ・企業名称及び代表者職氏名の部分には、代表者の氏名のみ記載してください。
- ・住所は納税地住所（市税完納証明書に記載の住所）を記載してください。

(3) 下記（5）で求めた金額を記入してください。

(4) 第3号様式で求めた合計額（補助対象となる経費の合計額）を記入してください。
なお、1円単位で記載してください。

(5) (4)で求めた合計額に、補助率（1/2）を乗じた額、または上限20万円のいずれか低い方の額を記入してください。
なお、千円未満は切り捨ててください。

【例】
① 【補助対象経費の合計額（A）】 376,200円 $376,200 \times 1/2 = 188,100$ 申請額の上限は20万円のため… 【補助金交付申請額（C）】 <u>(※千円未満切捨)</u> 188,000円
② 【補助対象経費の合計額（A）】 625,500円 $625,500 \times 1/2 = 312,750$ 申請額の上限は20万円のため… 【補助金交付申請額（C）】 200,000円

2 補助事業内容

事業計画（具体的に記載してください。）

① 自社の業務概要 **(6)**

主に〇〇の製造・販売を行っており、平塚の店舗で販売を行っている。感染症の影響で来店での売上は減ったが、ホームページのアクセス数は上がっている。

新型コロナウイルス感染症で直接の来店が厳しくなっている状況なので、自社のホームページにECサイトを導入し、非対面で購入できるようにしていくことで、売上向上に繋げていきたい。

② 実施する事業の概要及び期待される効果 **(7)**

〇〇商品の販売をECサイトで行う。

ECサイトの導入により、新規顧客の獲得に繋がることが期待できる。

3 添付書類 **(8)**

<input checked="" type="checkbox"/>	事業者情報調書（第2号様式）
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費に関する支出 (予定・確定) 調書（第3号様式）
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）見積書 など
(9)	補助対象経費の詳細が確認できる書類（例）カタログ、仕様書 など
	【法人の場合】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し
(10)	【個人事業主の場合】事業を営んでいることを証する書類（例）確定申告書の写し など
(11)	市税完納証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	平塚市ECサイト構築支援補助金誓約書（第4号様式）

(6) 貴社の業務概要を具体的に記載してください。

(7) 実施する事業の概要を端的に記載してください。また、その事業の実施により業務にどのようなことが期待されるのか、具体的に記載してください。

(8) 全ての書類を揃えたうえで申請してください。

※不足書類がある場合には受理されず、返送いたしますのでご注意ください。

なお、申請書類の審査は、到着順ではなく全ての内容及び添付書類に不備等がないことが確認できたものから行います。

(9) 以下の条件に当てはまる場合は、補助対象経費の詳細が確認できる書類に加え、追加書類を提出してください。

既存のウェブページを改修する形でECサイトを構築する場合

追加書類：既存のウェブページの写し（全てのページ）及びトップページのURL

既存のECサイトの販路拡大のため、ECモールに出店する場合

追加書類：既存のECサイトの写し（全てのページ）及びトップページのURL

(10) 【法人の場合】

履歴事項全部証明書等は、記載内容が現在と変更が無ければ、発行日は問いません。

【個人事業主の場合】

創業から1年が経過していない場合で、確定申告書の写しが提出出来ない場合には、開業届の写しまたは許認可証の写しの提出とすることができます。

(11) 市税完納証明書は、交付申請書の提出日から3か月以内の日付のものを提出してください。

※創業期等で市税の課税が無い場合は、代表者個人の市税完納証明書を提出してください。

事業者情報調書

<申請者の概要>

(フリガナ)		〇〇〇〇			
名称 (商号・屋号)		〇〇〇〇株式会社			
本社 (会社全体)	住所	(〒100-0012) 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号			
	資本金	1,000万円 ※会社以外は記載不要	従業員数	160人 ※常時使用する従業員がいない場合は「0人」	
	主たる事業	※市内事業所で営む主な事業について、いずれか一つに (○) ① () 製造業、建設業、運輸業 ② () 卸売業 ③ () サービス業 ④ (○) 小売業 ⑤ () その他の業種			
市内事業所	住所	(〒254-8686) 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号 ※本社と一致する場合は省略可			
	役員・従業員数	役員数	2人	従業員数	10人 ※常時使用する従業員がいない場合は「0人」
担当者連絡先	(フリガナ)	ヒラツカ ジロウ		部署・役職	総務部総務課 主査
	氏名	平塚 二郎			
	電話番号	0463-〇〇-〇〇〇〇		FAX 番号	0463-〇〇-〇〇〇〇
	E-mail アドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp			
	書類送付先	() 本社 (○) 市内事業所 () その他※以下に記載 (〒 -)			

第3号様式（第5条、第7条、第8条関係）

申請時は「予定」に○を、実績報告時は「確定」に○をしてください。

補助対象経費に関する支出（**予定・確定**）調書

No.	経費内容（品名/型番） 実績報告時は納品日を記載してください。	導入（納品）日 ※申請時は予定	単価 （税抜き） （a）	数量 （月額の場合は期間） （b）	小計 （税抜き） （a）×（b）	添付書類チェック項目		
						金額（内訳） が確認できる書類	詳細が確認 できる書類	納品・支払いが 確認できる書類 ※実績報告時のみ
1	〇〇システム/ECサイト構築費	R4年 7月	280,500円	1	280,500円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	〇〇システム/クラウド利用料	R4年 7月	35,000円	R4年7月～ R5年1月	245,000円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	〇〇システム/ECサイト初期設定料	R4年 7月	100,000円	1	100,000円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	導入（納品）日は、補助対象期間内の必要があります。		円	月額料金は、事業期間内に支払い まで終了する期間が対象です。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5		年 月	円		円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		年 月	円		円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	行が不足する場合は、適宜追加してください。	年 月	円		円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合 計 【A】					625,500円	※申請書または実績報告書の【A】と同額になるようにしてください。		

※月額利用料がある場合は、数量欄に「〇月分～〇月分」と記載してください。
 ※令和5年2月28日までに納品・支払いが完了する分のみ記載してください。

第4号様式（第5条関係）

令和〇年 〇月 〇日

(宛先)
平塚市長

届出日（郵送日）を記入してください。

申請書と同一内容としてください。

住所（所在地） 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号
企業等名称 〇〇〇〇株式会社
代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

平塚市E C サイト構築支援補助金誓約書

私は、平塚市E C サイト構築支援補助金交付申請に当たり、次のことについて誓約します。

記

- 1 同一内容で、国・県又は市町村の他の補助金等の支給を受けていません。
- 2 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 申請書及び提出書類の内容を、平塚市が官公署へ情報提供することに同意します。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではありません。
- 5 補助事業内容は、新たに取り組みを始めるものであり、令和4年3月31日以前から既に取り組んでいた内容ではありません。
- 6 営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 7 本申請書の内容に虚偽はありません。

以 上

第6号様式（第7条関係）

令和〇年 〇月 〇日

(宛先)
平塚市長

届出日（郵送日）を記入してください。

申請書と同一内容としてください。

住所（所在地） 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号

企業等名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

市から送付された「交付決定通知書」の右上に記載されている番号等を転記してください。

平塚市ECサイト構築支援補助金申請内容変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付〇平商第〇〇号において交付決定を受けた平塚市ECサイト構築支援補助金について、申請内容を変更したいので、平塚市ECサイト構築支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金変更交付申請額

変更区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一部取消し <input type="checkbox"/> 中止	※交付決定額を上回る変更は認められません。	
変更前	補助対象経費【A】		625,500円
	補助金交付決定額【B】		200,000円 ※千円未満切捨
変更後	補助対象経費【C】	事業を中止する場合は「0円」としてください。	276,500円
	補助金交付申請額 【C】×1/2、または20万円のいずれか低い方の額		138,000円 ※千円未満切捨
変更を受けようとする理由	〇〇システムのクラウド利用料について、当初は平塚の店舗のみでの契約の予定だったが、令和4年8月から市外の営業所も含め全社で一括契約する事となったため、令和4年8月～令和5年1月分の利用料を取り消す。		

※一部取消しは、交付決定額から30%以上の減少がある場合のみ、この申請書を提出してください。

2 添付書類

事業を中止する場合は不要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	平塚市ECサイト構築支援補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費に関する支出（予定）確定）調書（第3号様式）
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）見積書 など
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の詳細が確認できる書類（例）カタログ、仕様書 など

第8号様式（第8条関係）

令和〇年 〇月 〇日

(宛先)
平塚市長

届出日（郵送日）を記入してください。

申請書と同一内容としてください。

住所（所在地） 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号
 企業等名称 〇〇〇〇株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 平塚 太郎

平塚市ECサイト構築支援補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付〇平商第〇〇号において交付決定を受けた平塚市ECサイト構築支援補助金について、平塚市ECサイト構築支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

市から送付された「交付決定通知書」の右上に記載されている番号等を転記してください。

完了日は、対象経費の支払い・納品が完了した後の、令和5年2月28日までの任意の日付です。

1 実績報告

事業完了日	第3号様式で求めた合計額を記入します。	令和〇年〇月〇日
補助対象経費の合計額【A】 第3号様式「補助対象経費に関する支出（予定・確定）調書」の合計額		276,500 円
補助率【B】（1/2）		1 / 2
補助金交付申請額【C】 = 【A】 × 【B】 ※上限20万円		138,000 円 ※千円未満切捨
実施事業の概要（ECサイト構築による効果）		
令和3年10月と令和4年10月の売上を比較すると、令和4年10月は5%以上の売上増であり、ECサイト導入による売上が増加に繋がった。		

2 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費に関する支出（予定・ 確定 ）調書（第3号様式）
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の納品が確認できる書類（例）納品書 など
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の金額（内訳）が確認できる書類（例）請求書 など
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の支払いが確認できる書類
<input checked="" type="checkbox"/>	完成ページの写し及びトップページのURL